

次期「高齡者保健福祉計画・
介護保険事業計画(素案)」概要版

平成26年12月

大阪市 福祉局 高齡福祉課
介護保険課

概要版

大阪市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画（素案）
平成27年度～29年度

- 素案に対するご意見を募集しています -

大 阪 市

* 目 次 *

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について	1
第6期計画における計画期間・計画の位置付け	2
大阪市の高齢化の現状と将来推計	3
高齢者施策推進の基本方針	6
第6期計画の取組み方針	7
1 高齢者の地域包括ケアの推進体制の構築	8
2 認知症の方への支援と高齢者の権利擁護施策の推進	10
3 介護予防の充実、市民による自主的活動への支援	13
4 地域包括ケアに向けたサービスの充実	16
5 高齢者の多様な住まい方の支援	19
具体的施策	21
住まい・まちづくり	23
サービスの利用支援	24
施設等の整備目標数・サービス目標量	25
介護保険給付に係る費用の見込み等	27
介護保険給付に係る費用算定の流れ	27
高齢者人口（第1号被保険者数）の推計	27
要介護（要支援）認定者数の推計	28
サービス利用者（受給者）数の推計	28
介護保険給付及び地域支援事業に係る費用 （利用者負担分を除く）の見込み	29
第1号被保険者の保険料額の算出	30
施策の推進体制	31
1 市民等の意見反映のための体制	31
2 施策推進のための体制	31
3 研究・検討体制の整備	31

* 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について *

わが国では、人口の高齢化が急速に進行しています。現在、人口規模の大きい、いわゆる「団塊の世代」(昭和22(1947)～24(1949)年生まれの方)が高齢期を迎え、本格的な高齢社会に移行しています。

こうした中で、意欲と能力のある高齢者には社会の支え手となってもらうと同時に、支えが必要となった時には、周囲の支えにより自立し、人間らしく生活できる尊厳のある超高齢社会を実現させること、国民一人ひとりの意欲と能力が最大限に発揮でき、全世代で支え合える社会を構築することが必要となっています。

今回の第6期計画は、前期計画(第5期)の方向性を承継し、「団塊の世代」がすべて75歳以上となり介護が必要な高齢者が急速に増加する平成37(2025)年度までの今後10年間で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるような「地域包括ケアシステムの実現」をめざします。

なお、今後の高齢化の進展やサービスの更なる充実・機能強化を図っていく中で、介護保険制度の持続可能性を高めていくことが強く求められており、今回の介護保険制度の見直しは、「地域包括ケアシステムの構築」、「費用負担の公平化」を目的として、サービスの充実、重点化・効率化などの取組みが示されています。

介護保険制度改正のポイント

(地域包括ケアシステムの構築)

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実させます。

地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

在宅医療・介護連携の推進

認知症施策の推進

地域ケア会議の推進

生活支援サービスの充実・強化

予防給付の見直し・特養入所の重点化

全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様な担い手による多様なサービスの提供を行えるようにします。

特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定(既入所者を除く)

(費用負担の公平化)

保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるための取組みを進めます。

保険料軽減を拡充

低所得者の保険料の軽減割合を拡大

所得や資産のある方の利用者負担の見直し

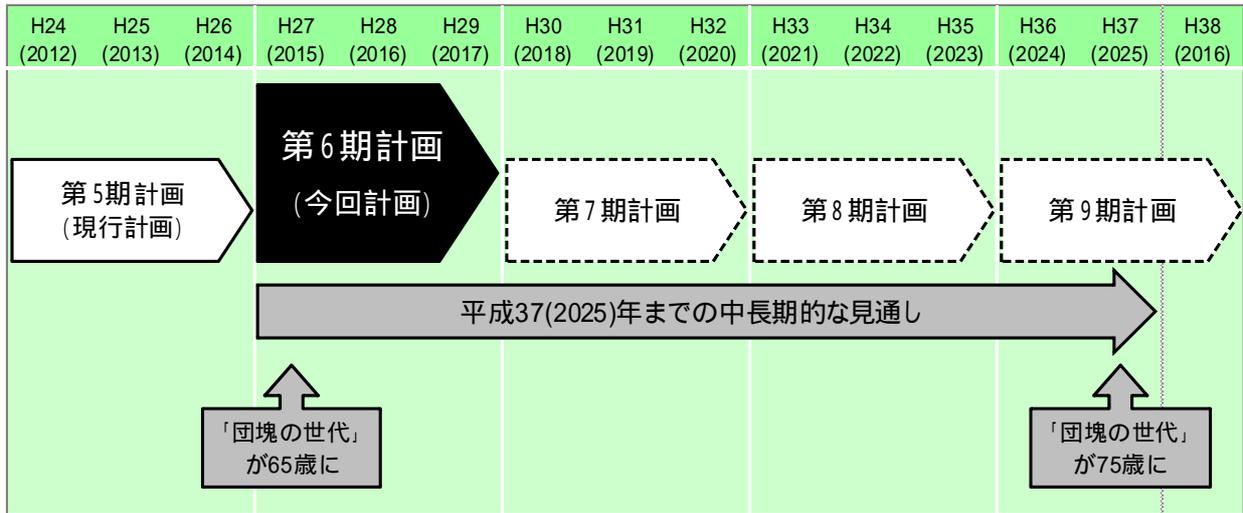
一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ(1割 2割負担に)。

低所得者の施設利用者の食費・居住費を補てんする「補足給付」の要件に、資産等を追加

*** 第6期計画における計画期間・計画の位置付け ***

計画の期間

この計画は、平成27(2015)年度から平成29(2017)年度までの3か年を計画期間としますが、平成37年(2025年)までの中長期的な視野に立った施策の展開を図ることを念頭においた計画とします。

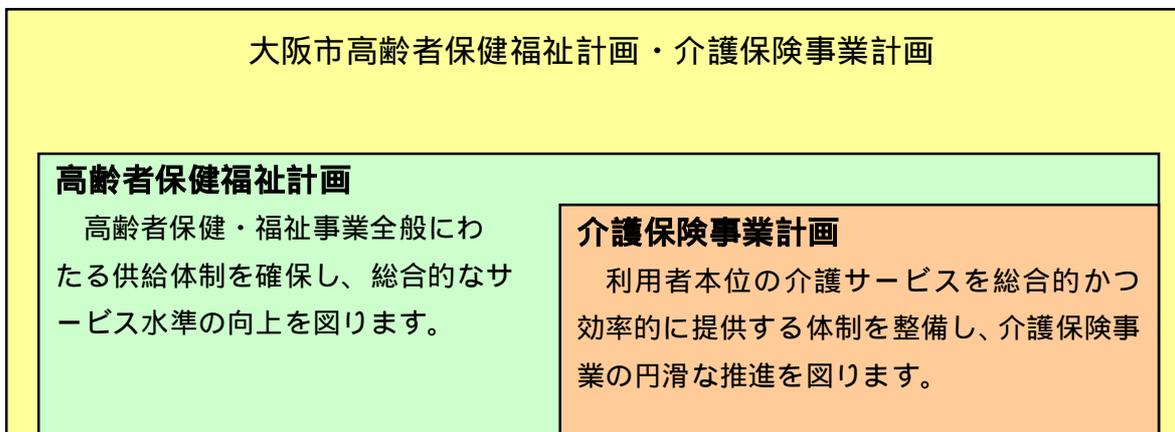


計画の位置づけ

この計画は、法に基づき策定する「高齢者保健福祉計画(法上は「老人福祉計画」)」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定することで、介護保険及び福祉サービスを総合的に展開することをめざすものです。

計画の策定にあたっては、大阪市における高齢者に関わる様々な計画との整合性を持ったものとします。

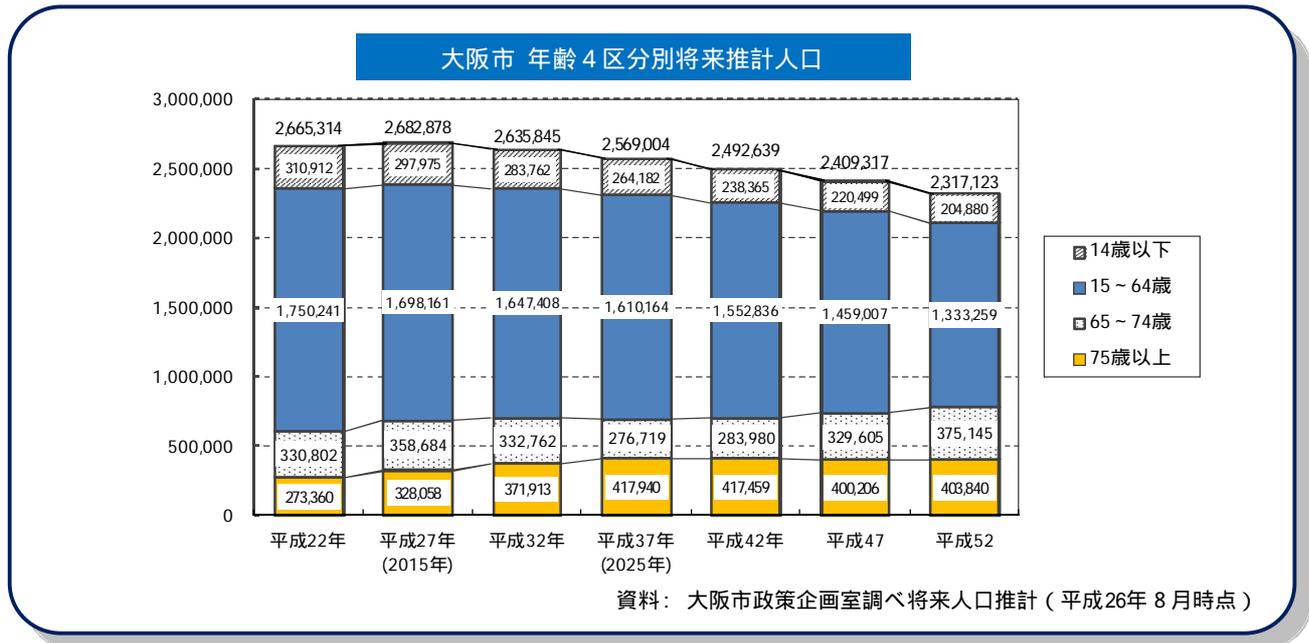
(計画の関係図)



* 大阪市の高齢化の現状と将来推計 *

大阪市の将来推計人口

大阪市の総人口は平成27年(2015)以降、人口減少局面に向かうことが予測され、将来の人口構成比をみると、少子高齢化の進行が予測されます。



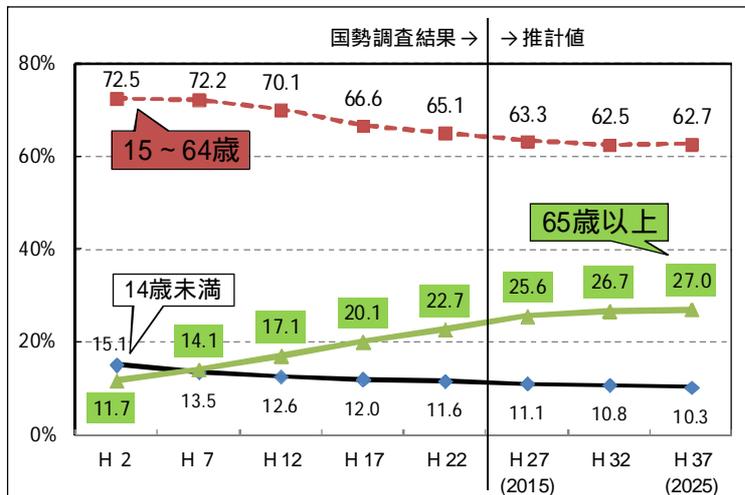
今後の高齢化率の推移

大阪市の高齢化率は上昇し、ますます高齢化が進展しています。平成25(2013)年の高齢化率は、約24.0%で、平成37(2025)年には約27.0%になるものと推計されます。

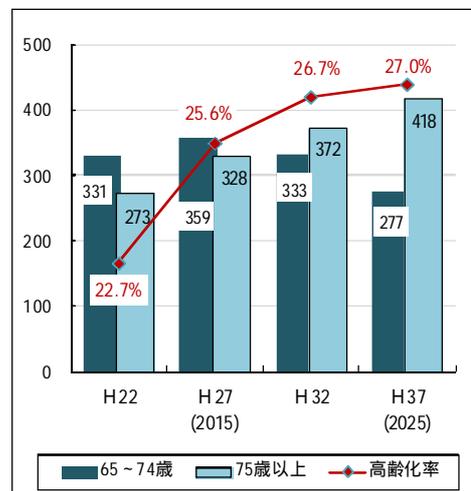
今後は高齢者のうち、特に、健康や介護の問題が増加してくる75歳以上の後期高齢者が増加していく予測となっています。

今後、健康や介護の問題が増加してくる後期高齢者が増加。H27からH32年の間に、後期高齢者数が前期高齢者数を上回ります。

大阪市の年齢3区分別人口の構成比(将来推計含む)



大阪市の将来推計人口(高齢者)



資料：総務省「国勢調査」、大阪市政策企画室調べ将来人口推計(平成26年8月時点)

大阪市の高齢者世帯の状況(将来推計含む)

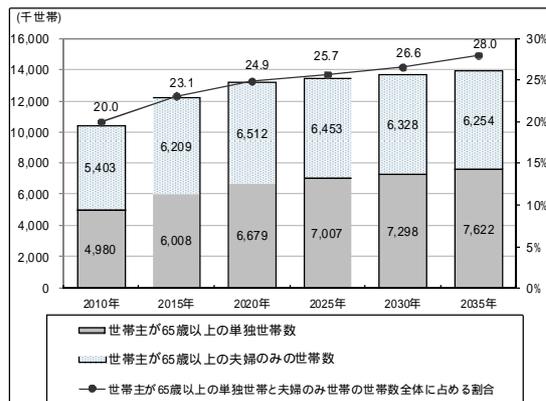
大阪市の高齢者を含む世帯のうちの「ひとり暮らし」世帯が占める割合は、全国や他都市と比べて高い割合となっています。

今後の全国的な世帯の推移からすると、高齢者のひとり暮らし世帯は、今後も増加が予測されます。

大阪市の高齢者のひとり暮らし世帯の割合である41.1%は全国平均(24.8%)と比べ高くなっています。

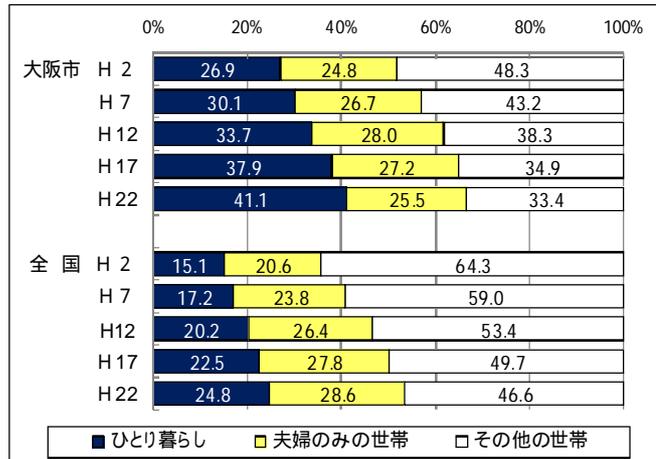
全国の世帯の推計(国の資料から)

世帯主が65歳以上の単独世帯及び夫婦のみ世帯数の推計



資料:全国介護保険担当課長会議資料(平成26年2月)

大阪市の65歳以上の人がある世帯の状況の推移



資料:総務省「国勢調査」

大阪市の認知症高齢者数の推移

大阪市の認知症高齢者の日常生活自立度 以上の方については年々増加しており、増加率は、高齢者人口(第1号被保険者数)の伸びよりも大きくなっています。

国の推計では、平成37(2025)年の全国の認知症高齢者の推計は、高齢者人口の約12.8%になると推計されており、今後も、認知症高齢者の増加が予測されます。

高齢者人口の伸び(8.5%)よりも認知症高齢者数の伸び(28.3%)の方が大きくなっています。

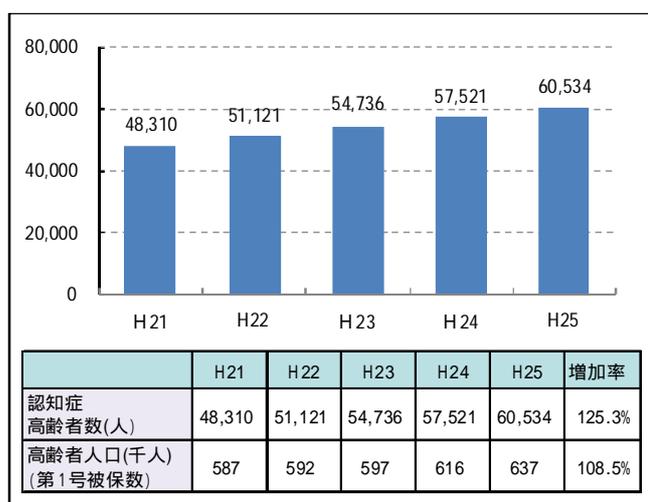
全国の推計(国の資料から)

「認知症高齢者の日常生活自立度」以上の高齢者数の推計(括弧内は65歳以上人口対比)



資料:厚生労働省老建局

大阪市の認知症高齢者数の推計人数の推移



	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	増加率
認知症高齢者数(人)	48,310	51,121	54,736	57,521	60,534	125.3%
高齢者人口(千人)(第1号被保数)	587	592	597	616	637	108.5%

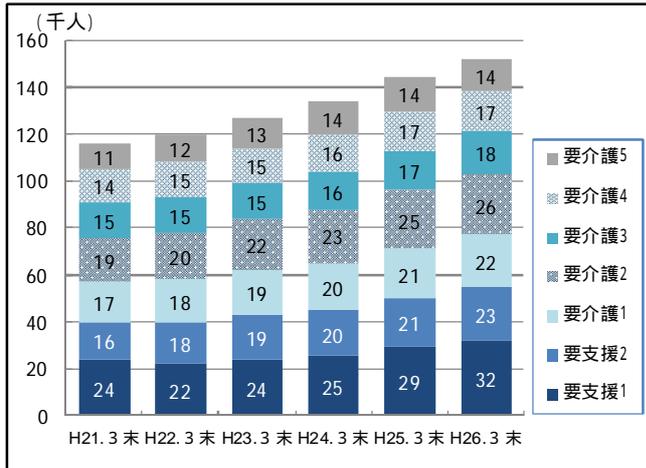
資料:大阪市福祉局

要介護（要支援）認定者数の推移及び認定率

大阪市の要介護認定者数は、全国と同様、年々増加しています。今後、後期高齢者が増加するため、要介護（要支援）認定者数は、増加していくものと見込まれます。

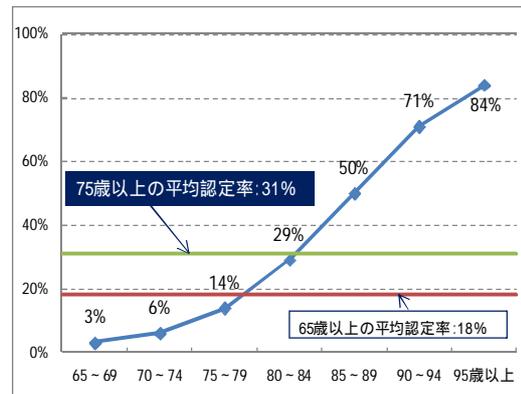
高齢になるほど、要介護（要支援）認定者の割合は高くなります。75歳以上の平均認定率は、3割を超えています。

大阪市の要介護（要支援）認定者数の推移



資料:大阪市福祉局

年齢階層別の要介護認定率（国の資料から）



資料:社会保障人口問題研究所「将来人口推計及び介護給付費実態調査」(平成24年11月審査分)

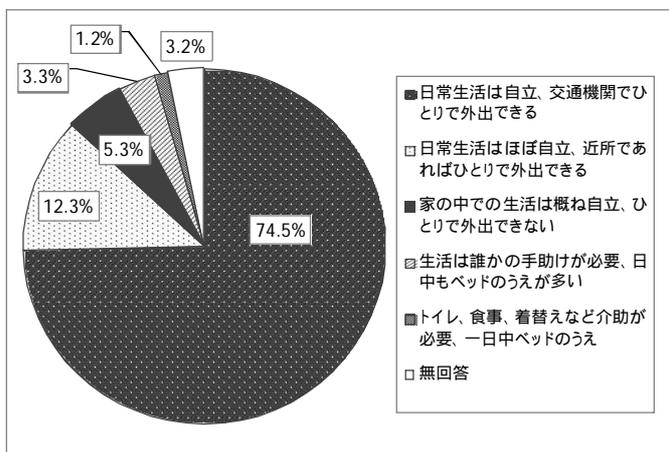
ひとりで外出可能な比較的元気な高齢者の割合

大阪市の高齢者実態調査によると、「日常生活はほぼ自分で行え、ひとりで外出ができる」と答えられた方の割合は、約86.8%となっています。

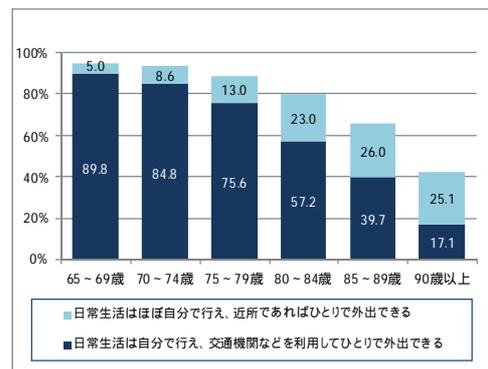
高齢になるほどその割合は少なくなっています。

現状では、比較的元気な高齢者が多い状況ですが、健康な状態の維持ため、介護予防や社会参加の促進などの取組みが必要です。

高齢者の日常生活動作・日常的な活動の状況



年齢階層別



資料:大阪市高齢者実態調査(平成26年4月)

*** 高齢者施策推進の基本方針 ***

*** 平成37(2025)年の大阪市の姿 ***

後期高齢者の増加に伴い、医療と介護両方のサービスを必要とする後期高齢者の増加、重度の要介護認定者の増加、そして、認知症高齢者の増加が推計されます。

「支え手」となる生産年齢人口(15~64歳までの人口)は減少し、核家族化、高齢者のみ世帯の増加等による家族や親族の支え合いの希薄化など、地域の支え合い機能の低下も予測されます。

現状では、ひとりで外出等が可能な比較的元気な高齢者が多い状況ですが、いつまでも元気で生き生きと暮らしていただけるよう、高齢者自ら健康状態の維持増進、社会参加等を通じた介護予防の取組みに努めていただくとともに、元気で意欲のある高齢者には、不足が予測される「支え手」側に回っていただくなどの取組みを進める必要があります。



*** 高齢者施策推進の基本的な考え方 ***

平成37(2025)年に向けた地域包括ケアシステムの構築

平成37(2025)年の社会を見据え、高齢者も他の世代と共に社会を支えていくという考え方を基本として、高齢者の保健福祉をはじめとする諸施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図ることにより、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現をめざします。

今後10年をかけて、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を安心して営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築をめざします。

*** 高齢者施策推進の基本方針 ***

(1) 健康でいきいきとした
豊かな生活の実現

(2) 個々人の意思を
尊重した生活の実現

(3) 安全で快適な
生活環境の実現

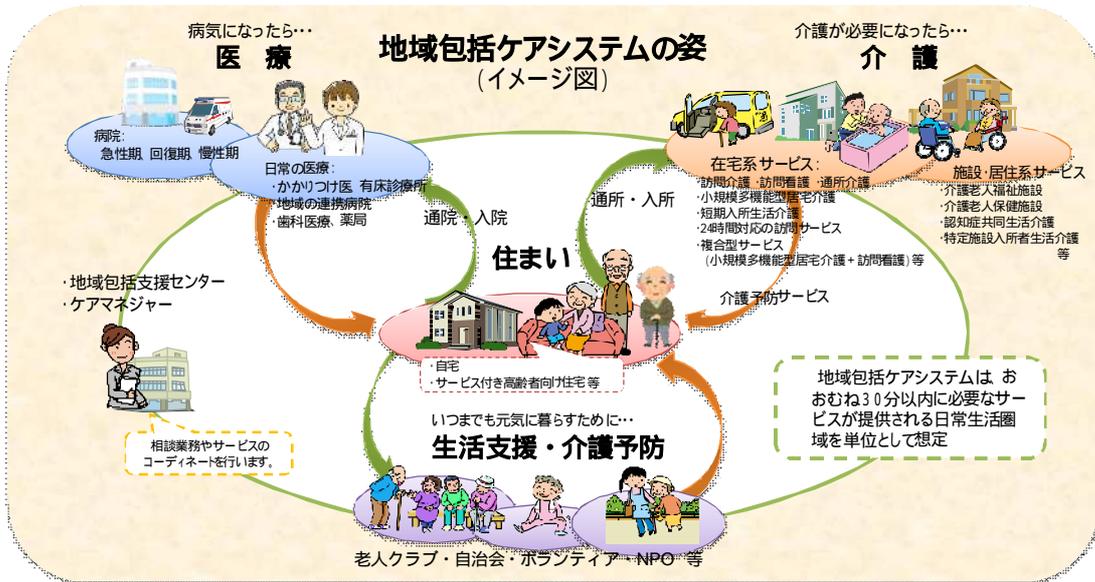
(4) 利用者本位の
サービス提供の実現

*** 第6期計画の取組み方針 ***

平成37(2025)年までの各計画期間を通じて、大阪市の実情に応じた「地域包括ケアシステム」を段階的に構築することを目標として各取組みを推進します。

地域包括ケアシステムは、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」及び「自立した日常生活の支援」が包括的に確保される体制であり、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービス、医療保健サービスの充実のみならず、地域の見守りや多様な主体による生活支援サービスなど、様々なサービスが切れ目なく提供される体制の構築を進めていく必要があります。

この計画では、地域包括ケアシステムの構築を目標とし、また、今回の介護保険制度改正により地域支援事業の包括的支援事業に位置づけられる各取組みを着実に推進するため、以下の5つの点を重点的な取組みと位置付け、施策を推進します。



資料：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 厚生労働省 平成26年2月から一部改変

今後3年間で重点的に取り組む施策

